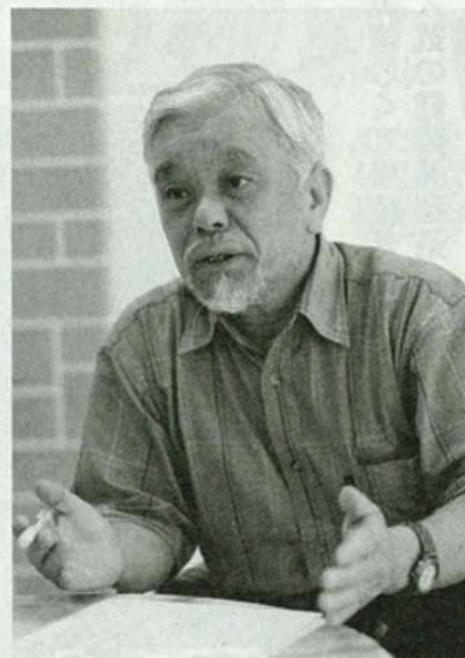


知的障害者が万一小の時にと作つた 互助会の活動を続けていくために。

福田和臣さん

ふくだ・かずおみ

全国知的障害者互助会連絡協議会会長、「愛心園」園長



福田和臣さん。「障害者自立支援法では、施設を解体して、障害者も地域社会の中で暮らすようにという方向性が打ち出されていますが、ならば、より支援体制を整えなければ、これからは在宅支援についても考えていく必要があります」

えている資金はまちまちで、事務手続きなどは会の役員がボランティア的に行っていることが多いといふ。

「あくまでも、何かあつたときのためで、年会費は掛け捨ての保険料のようなもの。不特定多数の人向けた金融商品などではありません」(福田さん)

が、金融庁では人から集めた資金を貯め、事故などのときに支払う行為は保険業であり、一定の健全性や財務基準を満たす必要があるとの考え方で、理

論上、互助会にもその法律を適用しないわけにはいかないとの方針を示している。背景には、一部の共済組織での悪質な資金流用があり、そこに法の網をかぶせる狙いがあるようだ。

互助会は、知的障害を持つ人が入院することになったとき、差額ベッド代や付き添いにかかる費用を補つていている。

その原資は障害者やその親などが会員となつて支払う会費を蓄えたもの。いざというときのために、出し合つたお金を使っている。たとえば兵庫県の互助会では、年に1万2000円の会費を払うと、入院したときに差額ベッド代で1日8000円、12時間以上の付き添いに5000円が支給される。

知的障害者の互助会は41都道府県に39か所あり、8万7000人余りが加入している。互助会によって会員数や蓄

がほとんどです。誰も助けてくれないから、入院のときの負担を支え合おうと互助会でやってきたのですが

今年9月末日までに、今後、保険業者になりますと申立てなければ、2年後には活動停止命令が出される。申請し

会社組織となれば黒字化を求められ、そうなれば課税もされる。業務が適正かを判断する専門家を雇わなくてはならないが、その報酬は年200万円以上が相場だという。

「本来の目的ではなく、会社を存続させることが第一になりかねません。事務手続きも素人では手に負えなくなり、運営コストは増大します。結果、会費を上げざるを得なくなってくる」

適用除外の特例がないわけではない。会員が1000人未満の組織と、自治体、学校法人。のちに宗教法人も特例として認められている。

「会員数が2000、3000規模の互助会は特例にはあてはまらず、かと

いつて保険業者になるのも難しく、ほとんどがこのままでは解散せざるをえないとしています。解散するにも、蓄えたお金をどうするかという問題が残る。では1000人未満の会に分

う、国の指導のもとでの医療体制の拡充も求められるが、こちらも道は遠い。

「互助会の活動を適用除外対象に認められない」としていません。解散するか、医療制度をもつと整えるかしてもらえたら。どちらもだめでは救われません。私たちもできることをやつていくつもりです。適用除外を求める署名活動を続けると同時に、万一小の時に認められないまま2年後に活動停止を命じられることのないよう、準備をしていきます。新しい障害者自立支援法による障害の認定内容と医療現場での対応が呼応していない実態も、訴えています。

●あなたはこの意見をどう思いますか。

知的障害者が入院したときに支給するための

資金を運用する互助会に、このまま改正保険業法を適用することは、自らを支えようとなんとかやつて活動を立ち行かなくさせてしまします。



兵庫県の施設互助会だより(左)と、福田さんが金融経済政策の与謝野馨・内閣府特命担当大臣に署名とともに提出した、改正保険業法の適用除外についての要請書。厚生労働大臣にも、同様のものを提出した。